

令和2年2月27日

魚沼市議会議長 遠藤 徳 一 様

総務文教委員会

委員長 本 田 篤

総務文教委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 所管事務調査について
(2) 閉会中の所管事務等の調査について
(3) その他
- 2 調査の経過 2月27日に委員会を開催し、付託案件の審査を行った。
所管事務調査については、令和2年度行政視察の候補地を次回委員会に挙げることにした。
閉会中の所管事務等の調査については、これを行うことにした。
その他で、GIGAスクール構想の事業概要について、執行部より報告を受け、質疑を行った。また、細野区への除雪車無償譲渡についての調査報告書案の取りまとめは、引続き次回の委員会で協議することとした。

総務文教委員会会議録

1 審査事件

- (1) 議案第 15 号 魚沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- (2) 議案第 16 号 魚沼市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- (3) 議案第 17 号 魚沼市固定資産評価審査委員会条例及び魚沼市手数料徴収条例の一部改正について
- (4) 議案第 18 号 魚沼市妊産婦医療費助成条例の一部改正について
- (5) 議案第 19 号 魚沼市立学校施設使用料条例の一部改正について
- (6) 議案第 20 号 魚沼市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- (7) 議案第 34 号 市有財産の貸付けについて（湯之谷庁舎）

2 調査事件

- (8) 所管事務調査について
 - ・令和 2 年度行政視察について
- (9) 閉会中の所管事務等の調査について
- (10) その他
 - ・G I G A スクール構想の事業概要について
 - ・細野区への除雪車無償譲渡について

3 日 時 令和 2 年 2 月 27 日 午前 10 時

4 場 所 広神庁舎 301 会議室

5 出席委員 星野みゆき、大桃 聡、大平恭児、志田 貢、大平栄治、渡辺一美、
本田 篤、(遠藤徳一)

6 欠席委員 なし

7 説明員 佐藤市長、梅田教育長、森山総務政策部長、堀沢教育委員会事務局長、
山之内消防長、武藤総務政策部副部長、坂大総務人事課長、大塚財務課長、
斎藤学校教育課長、大桃生涯学習課長、広井子ども課長、
星野産業経済部副部長、桑原商工観光課長

8 書 記 磯部議会事務局次長、高橋主任

9 経 過

開 会 (10 : 00)

本田委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから総務文教委員会を開会いたします。
本委員会に付託されました議案について審議願います。

(1) 議案第 15 号 魚沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

本田委員長 日程第 1、議案第 15 号 魚沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はありますか。

佐藤市長 ございません。

本田委員長 これから質疑を行います。質疑はございますでしょうか。

大桃（聴）委員 小千谷に倣って、小千谷と同等に上げるということですが、上がった金額で、県内で何番目くらいになっているのか教えてください。

山之内消防長 それぞれ階級ごとに順位のほうは異なっていますけれども、小千谷と同額にした場合に、団長になりますと消防団が 30 ある中で 25 番。副団長につきましては 26 番。分団長につきましては同じく 26 番。副分団長につきましては 26 番。部長につきましては 24 番。班長につきましては 22 番。団員につきましては 18 番。ただし、この中で副分団長と部長につきましては配置をしていない消防団もありますので、数は副分団長につきましては 29、部長につきましては 28 ございます。

大桃（聴）委員 小千谷に倣って今回上げるということなんで、近隣よりも飛び出たということはあまりやらなくてもいいと思いますけれども、県内でも大分低いほうにあるわけですので、小千谷と相談でもいいですから、また今後、もうちょっと上げていって待遇改善を図っていただきたいと思います。今後のことについていかがですか。

山之内消防長 今ほどの委員からの御指摘につきましては、今後も近隣の消防団の年報酬の状況、また県内の状況等を見ながら、消防団の処遇の改善を図るように検討を続けていこうと思います。

本田委員長 ほかに質疑はございますでしょうか。(なし) これで質疑を終結いたします。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定いたしました。これから議案第 15 号について採決します。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 15 号 魚沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(2) 議案第 16 号 魚沼市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

本田委員長 日程第2、議案第16号 魚沼市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はありませんか。

佐藤市長 ございません。

本田委員長 これから質疑を行います。質疑はございませんか。

大桃（聰）委員 議事録出てきたんで、読ませていただきましたけども、この委員の任期はいつで、そのまま延長でしたか。委員について伺います。

森山総務政策部長 この委員の任期は、本年1月31日までとなっております。

大桃（聰）委員 継続というか、留任というか、再任された方は。

森山総務政策部長 結果して同じ方が新たに委員として選任をされております。

大桃（聰）委員 前にも申し上げましたが、観光協会長であるとか、商工会長であるとか、補助金が出ているところの代表の方みたいな形で出てこられるんで、そういう利害関係のないところから委員は出せないのかという話をさせていただいたと思うんですけど、その辺、私が言っても何もしないで、またその方が全部留任と。そういうのについてはどうお考えですか。

森山総務政策部長 基本的に委員をお願いする際には、市全体の業界の代表の方をお願いをしたいという基本的な考え方があります。商工関係、観光関係、農業関係、建設関係、労働者の団体、学識経験者ということで6団体であります。それぞれの業界からお願いをする際には、市全体を網羅している団体の方からお願いをしたいという考えがありまして、今回についても検討はしましたが、市全体を見る中でそのような団体をお願いをして、そこから代表の方、代表というか、その団体から選任をお願いするという形で依頼をしたところ、この顔ぶれになったということでもあります。

大桃（聰）委員 委員の経緯はわかりました。私が言うような、市民から懸念を抱かれるような任期というか、委員でないほうが、私はいいと思いますけども、各団体から推薦という形で出てこられた方を委員にするのは致し方ないかなみたいなのはありますけども、その辺をもうちょっと検討いただければと思います。最後に1点なんですけども、市長にお伺いしますけども、今ちまたで、新型コロナウイルスでいろんなイベントが中止になって、株価もどんどん下がるというようなことで、経済の減退が懸念されるわけですけども、日本全体で停滞すれば魚沼市も景気が悪くなる。そういったことが見込まれる中で、市長はじめ三役の給料を答申どおりに議会に上げてくるということについて、市長はどのように考えていらっしゃいますか。

佐藤市長 議会提案については、そういったこともあるんだろうと思います。今年の少雪もそうでありますし、地域の経済のことについては自然条件も重なってのことでもありますけれども、いずれにしても審議会のほうで答申されたものでありますので、それはそれとして議会のほうに提案するのが適正だろうと考えておりますので、そういった意味での、あとは議会のほうで判断していただければいいんじゃないかと思います。

大桃（聰）委員 前年度も答申どおりに出して、議会の判断というお話で否決になったわけですけども、この会議録見ますと、委員の方々も去年上げる答申出して今年はしないのかみたいな、なんか免許みたいな感じですし、議会で否決されたということは、これはとても大きなことなんです。それを思惑違いだとかみたいな話で、議会の意思を一つも理解な

されていないというのが、この審議会の私が持っている評価なんですけど、それはそれとして、先ほどの話の中で、少雪で経済がというのがあります。今の話でオリンピックまで開催が危ぶまれている事態にもかかわらず、答申どおりに出してくるのは、市長はどう思っているのか、それを聞いているんです。

佐藤市長　私は、こういう自然現象的なものについての判断ではないと思っておりますので、審議会が出した答申でありますので、議会のほうから判断いただければと思います。

渡辺委員　会議録、読ませていただきました。今ほど大桃委員のほうからも、補助が出ているような業界の方たちをそこに置くのはいかがなものかということではあったんですけども、部長のほうからは全体を網羅していらっしゃる方から出てきていただいておりますというお話でしたので、そうなってくると今当たられている団体の方たちというところの選定については、そういう理由であると受け止めます。ただ、この中身の中で二、三の委員の方からは、団体の状況とは関係ないというような、関係ないというか、そういうふうに思っていなかったとか、「自分の業界が今こうだから、特別職の報酬もどうするといった直接的な判断はしていない」というような発言がありましたし、「商工会も決して状況がよいわけでありません。相当、四苦八苦、皆さん頑張っているわけです」と、自分たちの状況を勘案しながらも、その状況とは違う意見が出てきているということで、ちょっと不思議なんですけれども、この選任された皆様方というのは、各団体の構成員の皆さんの意見をきちんと吸い上げていただけるように、市としてはお願いをしているのでしょうか。それとも、個人の意見としてお願いしているのでしょうか。

森山総務政策部長　推薦をお願いするに当たりましては、こういった業界で、この団体からお願いをしたいと考えておりますのでという依頼をさせていただいております。したがって、今委員が言われたような事細かいことまではお話はさせていただいてはおりませんけれども、そういった形で出てきていただいている委員の皆様方ですので、その業界の中の部分については把握をされて、考えはその会議に持ってきていただいているものと私は考えております。

渡辺委員　部長のほうはそうのように考えているようですが、この発言を見ますと、どう考えても個人的な意見という発言が見られます。そういった中で、今後の在り方等を少し検討されたらどうか。依頼の仕方ですとか、持ってくるべきですとかということについて、お願いしたらどうかと思いますし、中には御自分の団体の総意、上のほうの方と御意見を調整した上で持ってきている委員の皆様もいます。その辺りはぜひ今後検討課題とされてはいかがと思いますが、いかがでしょうか。

森山総務政策部長　貴重な御意見として受け止めさせていただきます。

本田委員長　ほかにございますでしょうか。(なし) これで質疑を終結いたします。討論を省略し、採決することに御異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定いたしました。これから議案第 16 号について採決します。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。(「異議あり」と呼ぶ者あり) 異議がありますので、挙手によって採決します。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。(挙手なし) 挙手なしであります。よって、議案第 16 号 魚沼市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正については、否

決すべきものと決定されました。

(3) 議案第 17 号 魚沼市固定資産評価審査委員会条例及び魚沼市手数料徴収条例の一部改正について

本田委員長 日程第 3、議案第 17 号 魚沼市固定資産評価審査委員会条例及び魚沼市手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はありませんか。
佐藤市長 ございません。

本田委員長 これから質疑を行います。質疑はございませんか。(なし)質疑なしと認めます。
これで質疑を終結いたします。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし)異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第 17 号について採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。(異議なし)異議なしと認めます。よって、議案第 17 号 魚沼市固定資産評価審査委員会条例及び魚沼市手数料徴収条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(4) 議案第 18 号 魚沼市妊産婦医療費助成条例の一部改正について

本田委員長 日程第 4、議案第 18 号 魚沼市妊産婦医療費助成条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。
佐藤市長 ございません。

本田委員長 これから質疑を行います。質疑はございませんか。(なし)質疑なしと認めます。
これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし)異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第 18 号について採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。(異議なし)異議なしと認めます。よって、議案第 18 号 魚沼市妊産婦医療費助成条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(5) 議案第 19 号 魚沼市立学校施設使用料条例の一部改正について

本田委員長 日程第 5、議案第 19 号 魚沼市立学校施設使用料条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。
佐藤市長 ございません。

本田委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

大平(恭)委員 北中のテニスコートの件なんですけども、利用がないということでこれは廃止するというのですが、あそこはスペースが一定程度あるわけです。テニスコート用に床面も整備しているわけです。かなり荒れているとは思いますが、あのまま置いておくのは非常に意味いかなものかなと私は思っています。今後の利用のことについて、学校側のほうで、利用がないからということなんだろうけれども、新たな利用に

について考えが出ていましたら、お示してください。

堀沢教育委員会事務局長 現状では、部活動もなくなりました。市民の方も利用されないということで、今後学校としてあそこのスペースをどのように利用するのかということを考えていただく予定となっております。

大平（恭）委員 今後ということなんで、それについては学校側のほうが判断し、大いに利用していただくというのが非常に大事なことだと思うんですけど、もう1点、地域の方でイベント、コミ協の活動も活発に行われていたり、自治会の中でもいろいろな取り組みをされる中で、あそこの利用価値が今はないとしても今後出てくる可能性があるとは思っているんですけども、そこについては、地域の方の利用が今後見込まれることであれば、それはそれなりに柔軟に考えていくということではよろしいですか。

堀沢教育委員会事務局長 学校敷地内ということになりますので、どのような利用という形になりますと、学校の許可を得てその場所を使用するという形になるのかなと思いますけれど、現状ではテニスコートとして管理しておりませんので、同等の使用は厳しいものと考えております。

大平（恭）委員 管理されていないということなので、雑草が生い茂ったり、いろいろよくないことが出てくると思います。そこら辺について、今はそういう状況はあまりないかもしれないけども、今後、ひび割れたり、雑草が生えたり、環境的によくない状況については一定程度整備をしながらスペース的には確保していくという形でしょうか。

堀沢教育委員会事務局長 御承知のとおり、あそこのテニスコート自体は土ではありませんので、そこに直ちに草がぼうぼうに生えてくるといった状況とは思えないわけですが、その周辺を含め学校敷地となりますので、それなりの管理自体はしていく必要があろうかと思っております。

渡辺委員 こちらの相撲場につきましては存在しない。中学校のテニスコートについては、今利用していないということで、学校の施設の使用料の条例の中からは省くということだと思います。存在しないものは当然削ると、これは当然のことだと思っておりますが、この中学校につきましては、今ほど大平委員のほうからも質疑がありましたように、今後どのようにして使っていくか分かりませんが、地域の方たちの利用等がある程度決まったような状態になったときには、次はこの条例の中にまたそういったものを盛り込んでいくという解釈でよろしいでしょうか。

堀沢教育委員会事務局長 あくまでもこれは使用料条例であります。PTAとかそういう方々が学校に集まって、1室を使って何かを行うといった場合に使用料を求めているわけでもございません。したがって、ここの場所につきましても、あくまでも学校の施設の一部という考えの中で、地域、PTAなどの方々がどのように学校と協力して、そういった部分を使用するかということについては、出てきたときに学校、教育委員会と当然考えていく問題でありまして、特段使用料条例に盛り込むものとは今現在考えておりません。

渡辺委員 もう1点。この北中のテニスコートは、利用がないというのは、いつごろから住民の利用が全くない状況だったのでしょうか。

堀沢教育委員会事務局長 聞くところによりますと、今年度はもう使用しないと、今まで使

用していた方々から、年齢も上がったしもう利用はいたしませんというお話があったという事です。

渡辺委員 本年度あったと。

堀沢教育委員会事務局長 はい。

本田委員長 ほかにございますでしょうか。(なし) これで質疑を終結いたします。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから、議案第 19 号について採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 19 号 魚沼市立学校施設使用料条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(6) 議案第 20 号 魚沼市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

本田委員長 日程第 6、議案第 20 号 魚沼市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。本件について、執行部から補足説明はありませんか。

佐藤市長 ございません。

本田委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

大平(恭)委員 まずお聞きしたいのが保育所等との連携という項の改正ですが、そもそも保育所との連携を、この家庭的保育事業の施設の条例のほうにあるのは、どういう経緯からあるのか、まずお聞きしたいと思います。

広井子ども課長 これは、国の定めた家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に基づいて、市でも条例を制定しているものであります。この家庭的保育室等とは、小規模な保育所であったり、名前のとおり家庭的な 5 人以下の保育室であったり、そういった保育所の性格があることから、この家庭的保育事業の施設は認可保育園ですとかこども園と連携をして、交流保育を行ったり、卒園児の受け入れを行ったりということで、連携していきなさいということを国が定めておりまして、市においてもこの国の基準は従うべき基準でありますので、載せさせていただいているというものであります。

大平(恭)委員 第 46 条の部分なんですけど、市長が適当と認める特例保育所型事業所内保育事業者について、適当と認める根拠、基準みたいなものが何か存在するのかなどか確認したいと思います。

広井子ども課長 この点につきましては、国の基準を当たってみたのですが、特にそのようなことは示されておりません。国においては、この基準そのものに関して地域の実情ですとか、地域のいろんな特性などを勘案して、地域のほうで判断してほしいというようなくだりがありましたので、これは個別具体的に出てきたときに判断するしかないと思っております。特に具体的なものはございません。

大平(恭)委員 この条例が改正されて、これ加えたものなので、加えた後に今おっしゃった、今はないんだけど今後それについて、今ちょっと市内にはそういう状況ないですが、

いずれ将来的にそういう状況になったときに、判断しなければならないときも出てくると
思います。そういうときに、ある大枠。細かい基準、規則、そういうものではなくて、大
枠この程度というようなものをつくる予定があるかないか。そこら辺確認させてください。

広井子ども課長 ございません。

大平（恭）委員 その理由は何でしょうか。

広井子ども課長 先ほども申し上げましたが、地域の状況というのはその都度変わってまい
りますし、個別具体的な案件が出てまいりましたら市長の判断を得て、決めていきたいと
思っておりますので、事前に定める予定はないという考えであります。

大平（恭）委員 これは基準を緩和する条例改正ですけれども、先ほど説明していただいた連
携を取るべき相手がないと認可しませんということを、基準を緩和してこういうときであ
ればそれがなくても認めますという話であると思います。補足説明でもるる御説明があっ
たとおりだと思いますが、そもそも先ほど御説明があった家庭的保育、小規模保育なので、
どういう事情で保育ができなくなるというケースも当然考えられるときに、その枠を外し
てしまうと、不測の事態でそういうとき保育ができなくなったときに、連携を取るときに
相手がいない場合はどうするのかという話が出てくると思うんですけれども、その辺につい
ては、民間事業者であれば当然市は介入しないというようなことも考えられるんですけれ
ども、そういうときに対処をする場合、どのような対応をするのか。その点を1点確認さ
せてください。

堀沢教育委員会事務局長 あくまでも魚沼市で今現在考えられるといたしますと、旧町村ご
と、北部地域は一部違う部分もございすけれど、そこに今現在保育園が存在しておりま
す。したがって、かなりのところでない限りは、例えば家庭的保育室を銀山平のほう
につくるとか、そういうことでもない限りは連携の保育園というものが存在できるのでは
ないかと考えております。

大平（恭）委員 そのことについて想定される部分がある。今はないとしても。先々見通せ
ないとしても、いずれそういうことになる場合も制度上は、条例上は考えなきゃいけない。
そういったときに、今後はこの条例改正以降、そのような対応をする規則とか、細かいと
ころではなくても大枠、こういうケースの場合はこういうふうにとというような物差しを考
えるつもりがあるのかどうか、そこら辺1点確認させてください。

堀沢教育委員会事務局長 先ほど課長も申しましたとおり、ケースバイケースとなりますの
で、今現在はそういったものは考えておりません。先ほど私が申しましたとおり、今現在
も魚沼市では連携ができるものと考えておりますので、連携ができないような場所、ケー
スが起こるといたしましたら、つくるときには必ずこちらのほうに事前にお話があるわけ
ですので、そのときに考えたいと思っております。

渡辺委員 今回の条例改正につきましては、都会のほうではなかなか連携保育所が見つから
ないというような事情によって家庭的保育事業ができないような事業所があるというこ
とで、条件を緩和したということだと捉えております。今ほど魚沼市としてはどの場所に家
庭的保育事業所をつくったとしても、現在のところは各保育所と連携できるものというこ
とですので、当然そうだと思っておりますし、またこの条例の改正の中にも、加える中
には、例えば20人以上のところであれば、連携保育所がなかったとしても、例えば使用する

方々がお休みするようなときに、急遽休まなければいけないようなときに連携保育所が今まではそこに派遣していたわけですが、保育士を。だけど、それができなかったとしても連携保育所以外の誰かをしっかりとその方々の休憩ですとか、突発的な対応について、対応できるように市がきちんと確保しなさいというのが次のところに書かれているわけですので、当然のことながら、児童福祉法第 24 条で保育の義務は自治体にあると書かれております。しっかりとそのところは、どのような状況になったとしても、しっかりと自治体として対応していくということを確認させていただきたいと思います。いかがでしょうか。

堀沢教育委員会事務局長　委員おっしゃったとおり、市の責務ということもございます。当然のことながら、その職員、保育をされる方というのが休まれるときは、代替の方を準備するというのは市のほうで当然指導すべきものと捉えております。十分その辺につきましては考慮したいと考えております。

渡辺委員　この連携保育所がなくなることで一つ危惧されることがあるんですけど、お聞かせいただきたいんですが、これまで連携保育所があることによりまして、連携保育所の中の保育士の指導的な立場の方が、連携している家庭的保育事業所の相談に応じるというようなことを業務として、しておりました。このことについては、どこが代わりに業務することになるのでしょうか。

堀沢教育委員会事務局長　現在、魚沼市としては、この条例に合致する家庭的保育事業所は公立以外ございません。ですが、例えばできて、そういうことが起きたとしたら、当然のことながら今の魚沼市で言えば子ども課とか近くの公立の園とか、そういったところと相談いただければと考えます。

渡辺委員　相談を常時する場所として、そこに確保されているのが連携保育所の指導員ですので、当然そのところは連携保育所がなかったとしても、そういったことを確保しておいてあげなければいけないと、私は思っているんですけども、その辺りは例えば今局長がおっしゃったように、子ども課のほうでしっかりと対応できるようにしていくということを想定していらっしゃるということによろしいですか。

堀沢教育委員会事務局長　そのような場合であれば、当然子ども課が間違いなくそこに介入はするものということになります。

本田委員長　ほかに質疑はありませんか。(なし) これで質疑を終結いたします。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第 20 号について採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 20 号 魚沼市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(7) 議案第 34 号 市有財産の貸付けについて(湯之谷庁舎)

本田委員長　日程第 7、議案第 34 号 市有財産の貸付けについて(湯之谷庁舎)を議題とします。本件について、執行部から補足説明はありませんか。

佐藤市長　今日資料が提出されておりますので、その資料の説明を担当課からさせていただ

きますので、よろしくお願いします。

武藤総務政策部副部長 （資料）「総務文教委員会資料」により説明）

本田委員長 これから質疑を行います。質疑はございますでしょうか。

大桃（聴）委員 以前の提案のときに、南側の、庁舎の前の駐車場あるいは車庫棟を貸すという案になっていたかと思いますが、それはどうなったか、まずお伺いします。

武藤総務政策部副部長 今ほどの委員御指摘のとおり、前回の議会で提案をさせていただきまして取り下げとなりました。その際には、前面駐車場も借受けという希望でございましたが、その後、借受人と交渉、精査をした結果、本提案の裏面の駐車場だけで足りるという結論になりましたので、こういう形となっております。

大桃（聴）委員 1 ページの仮契約書の負担の帰属、第5条のところなんですけど、これは使用に係るということですから、光熱水費のことだと思うんですけど、私、予算の質疑も通告出していますけども、面積割でという話だとなかなかうまくないのではないかと私は思うんですが、いかがですか。

武藤総務政策部副部長 御指摘のとおり、維持管理相当額につきましては一般的には光熱水費、各種点検委託等の経費もございます。こちらについては、借受人の業務形態を考慮しますと、単純な面積割では適正価格は判断できないということで、今後整備のほうにかかる中で受益の限度をそれぞれ計算しまして、一番適切な費用負担を検討してまいりたいと考えております。

大桃（聴）委員 そうやってきっちりしたほうがいいと思って、電気だったり水道だったり個別のメーター付けるほかないとは思っているんで、工事費はかかるとしてもそれはやらないと駄目だと思うんで、それはお願いしたいのと、少し会社の形態を教えていただきたい。形態というか、その会社の営業時間は何時から何時までですか。

桑原商工観光課長 当面の間、プレステージ社の就業形態の時間については、朝9時から夕方6時までということで伺っております。

大桃（聴）委員 7 ページの経済効果の算定のところで、雇用見込みの計画。これはプレステージさんから出てきたものなんですか。

桑原商工観光課長 これについては、会社側に確認して、今のところの計画として伺ったものです。

大桃（聴）委員 私もハローワークのところ見させてもらって、求人が出ているのは知っているんですけども、今現在ってどのくらいの方を雇用されているんですか。

桑原商工観光課長 1 月末の時点で、24 人ということで聞いています。

大桃（聴）委員 そうすると、この計画でいけば3月末まで、あと20人ほどということではないんですか。

桑原商工観光課長 ここに書いてあるのは計画として伺った部分でございます。この後、逐次採用を進めていくということで聞いておりますので、このとおりになるかどうかという部分については、また確認をしたいと思っています。

大桃（聴）委員 以前400人程度というお話だったんですけど、計画として250人というのが出てきたというのは、それはそれでいいんですけど、市内で令和6年までに166人雇用は見込めるのか。その辺ですよね。今でも製造業だったり、事務職だったり人手が足りな

い部分もあるわけですから、他業種からそちらにどんどん移動すると、既存の企業が困るということになると思うんです。ただ、これだけの人数がここにいるのかというのが一つあって、実際にあればもうちょっと大人口のところ、長岡辺りからこちらに来てもらうということが想定されるんだけど、そんなこと私考えにくいんだけど、その辺についてはどう思っていますか。この計画について。

桑原商工観光課長 委員御指摘のように、市内で人材の奪い合いをするということは避けたいという意味では、会社側も市もそういう考えで統一はしております。今後、人材の確保、採用に当たりましては、市外から集めたいという部分を注視しまして、市のほうでも各種支援策を用意してございますので、その活用を勧めながら、採用のほうを進めていただくようお願いしたいと思っております。

大桃（聰）委員 この間報告があったとおり、令和5年までが無償で、7年までのあと2年分が賃貸料が入ってくる。その後の再契約は妨げないとなっていますけど、その前に契約を切ると違約金みたいなのが発生するというのは分かるのでいいんだけど、令和7年からのことなんだけど、それはまだ今は分からないでしょうけれども、私が思うには、ホームページも見たんですけど、コールセンターで保険会社さんや不動産会社さんの顧客からの電話を受けて、トラブルがあったときにそっちにつなぐとか、そういう業務をやっていると思うんです。そうすると、先ほど言った6時で終わらないと思うんです。その辺が心配なもんだから、さっき言った面積の按分じゃ駄目だという話をしているんですけど、その辺がどんなになるか分からないでしょうけれども、7年の後はどんなふうに考えているんですか。

桑原商工観光課長 当面については、会社はほかの拠点でそれ以外の時間、それから休日対応のほうを電話で転送するということで対応を伺っております。令和7年度以降の部分については、人材の定着、就業人員等を見た中で会社側が判断するということになりそうですけれども、今その段階まで話が進んでいないという状況でございます。

本田委員長 ほかにございますでしょうか。（なし）これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第34号について採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第34号 市有財産の貸付けについて（湯之谷庁舎）は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

ここで市長及び教育委員会以外の執行部の皆様につきましては、都合により退席となりますが、退席前に議員の皆様から何かございますでしょうか。（なし）市長から何かございますか。

佐藤市長 ございません。

本田委員長 なければ、市長及び教育委員会以外の執行部の皆様は退席といたします。しばらくの間、休憩といたします。

休 憩（10：49）

(執行部退席)

再開 (10:50)

本田委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第8、第9については、委員会内部の協議になりますので、一部日程を変更して、日程第10 その他を先にし、その後に日程第8及び第9を協議することとさせていただきたいと思いますが、御異議ありませんか。(異議なし) そのように決定しました。

(10) その他

・G I G Aスクール構想の事業概要について

本田委員長 日程第10、その他を議題といたします。

まず、G I G Aスクール構想の事業概要についてを議題といたします。資料が配付されております。順次、執行部に説明を求めます。

斎藤学校教育課長 (資料「G I G Aスクール構想の事業概要について」) により説明)

本田委員長 これから質疑を受けます。質疑はございますか。

大桃(聡)委員 大まかでいいんだけど、事業費用は幾らになるのか。全体で。

斎藤学校教育課長 端末のほうでは、5年間全て残り整備すると、現在の試算では1億2000万円程度となっております。校内LANの整備については、今見積り等で検討中であります。

大平(恭)委員 これは、更新についても今後国が措置していくということですか。

斎藤学校教育課長 整備後の更新につきましては、今後文科省のほうでも検討するということでした。

大平(恭)委員 検討するで決めたわけじゃないんですね。これは、教員のこれについて対応するための加配とか、臨時的ではなくてある程度、これですと児童生徒がパソコン1台ずつ持って、それぞれ授業受けるときの指導をするような先生方、当然いると思うんですけども、今現員の先生以外の加配については何か措置されるんですか。

斎藤学校教育課長 加配についての措置というのは、今、話はございません。基本的には学校の先生が授業の中でICTを活用して指導していくということですので、その学校の先生を指導ができるような体制ということで、指導体制の部分、いろんな説明会ですとか、研修会を実施していくという内容になっています。

大平(恭)委員 国に倣って魚沼市の教育委員会としても1人1台ということを目指すということだと思うんですけども、そういったときに国できちっと措置するように、大変だと思うんです。実際運用して授業やったり、いろいろ活用するということだとなおさら大変になっていく。今でも教職員の方は非常に大変な環境にいらっしゃるのに、どうなるのかなと心配するので、そこら辺求めていく必要があると思うし、もう1点、国が措置しないのであれば、魚沼市としてもそこに何らかの考え方を持って、補助教員みたいな形で入れていく必要はあると思うんですけど、そこら辺については今後考えますか。

梅田教育長　大事な話だと思います。この話が出てきたのも去年の 12 月くらいでありまして、教育長の会がございまして、エアコンのときと同じように、慌てて、すべての学校に措置しなければいけないという、非常に混乱をしたわけでありまして、そういう意味では今後県がどのように考えているのかということも、私たちに知らせていただかないと困るので、これから組織を通してしっかりと要望していきたいと思っています。

渡辺委員　こちら 1 人 1 台、4 万 5000 円ということですが、4 万 5000 円以内であれば全額ですけれども、4 万 5000 円よりも多ければ、こちらの負担も出てくるという考え方だと思うんですが、その辺り魚沼市としてはどのようにお考えですか。

斎藤学校教育課長　今、機器のほうは 4 万 5000 円程度を考えておりますが、どうしてもソフトの部分が出てきますので、そこは補助の対象にはなりませんので、その部分は市の負担ということで考えております。

渡辺委員　これから教科書がデジタル化になると。現在も魚沼市内では電子教科書を採用している学校が幾つかあるかと思っております。そのソフトと同様に今後デジタル教科書、電子教科書が普及されるとき、今でもその部分についてもお金はこちらの負担ですか。

斎藤学校教育課長　現在、デジタル教科書等はこちらの負担でございます。

渡辺委員　この中に今後の在り方ということで、方向性と書いてありますけれども、そのときになりましたら一応国のほうもそこに補助が入ってくる予定でしょうか。

斎藤学校教育課長　文科省もそこは、この整備に併せて今後検討していくということですので、無償化等も検討していくということを説明がありました。

渡辺委員　湯之谷小学校ですとか前回の補正でかなり整備しました。そのときに持込みのできる端末と、据付けのものということでちょっと差があったんですけれども、今後またそこについて市として、国の考え方がどうなのかということも含めてなんですけれども、できれば持ち運びができるものと考えていたのが、案外据付けになってしまったという事実があるんですけれども、その辺りは今後どのような展開になりそうでしょうか。

斎藤学校教育課長　現在考えているのは、タブレットにキーボードがついたような、ちょっと小さめのものですが、持ち運び、教室で一人一人が使えるというような端末を考えております。

本田委員長　ほかにございますでしょうか。(なし) なければ、質疑を終結いたします。本件につきましては、以上とさせていただきます。

その他、執行部から報告事項等はありませんか。

大桃生涯学習課長　お手元に資料のほうはございませんけれども、口頭での報告にさせていただきたいと思っております。新聞、テレビ等で既に報道がされておりますけれども、大の阪を含む風流踊りがユネスコ無形文化遺産への提案候補に決定をされたという内容でございます。本市堀之内地区の国指定重要無形民俗文化財、大の阪を含む 37 件が、令和 2 年 2 月 19 日に開催されました国の文化審議会無形遺産部会におきまして、風流踊りとして本年度のユネスコ無形文化遺産への提案候補として選定されました。県内では当市の大の阪のほかに柏崎市の綾子舞も含まれております。今後の予定でございますけれども、2020 年 3 月末にユネスコ事務局に提案書を提出。2021 年 11 月頃、政府間委員会において審議、決定となります。

本田委員長 報告ということでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

委員の皆さんから、執行部に対し御意見、協議事項等はありませんか。（なし）なければ、執行部からは退席いただきます。

しばらくの間、休憩といたします。

休 憩（11：07）

再 開（11：20）

本田委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

・細野区への除雪車無償譲渡について

本田委員長 次に、細野区への除雪車無償譲渡についてを議題といたします。本件は、2月7日開催の委員会で、「細野地区へのロータリー除雪車譲渡については、報告書を作成し、議長に提出すること」とされております。本日はとりあえずのひな形を作っていただきまして、形としては2名の方からさらに文書として提出をいただいております。これら報告書の内容について協議をお願いするものであります。それでは、順次、調査報告書の内容について説明をしていただきたいと思います。休憩中に委員間討議とさせていただきます。

しばらくの間、休憩といたします。

休 憩（11：21）

（休憩中に自由討議）

- ・ 条例を遵守しなさいということは、条例を守っていないということなので、違法認定してもいいのではないかな。
- ・ 司法の場に委ねるというのでは、調査記録でもなんでもない。司法の場に委ねるという話はしていないのではないかな。
- ・ 下折立の話も問題にしたかったが、実質的に公益上の必要性がある使い方をしていると認められる。金額も違う。除雪車の価値が違うので問題にしないほうがいいのか。実質的に調査したのは細野の話なので、下折立の話は出さなくていいとの考え方。
- ・ 司法の場に委ねるという結論への意見に対しては、司法の場に出してしまえば我々では結論を出せないという共通認識があったと思っていた。
- ・ 我々ができることは何かを今後検討していきたいという話だったが、客観的に公益上の必要があるということについて、手続き上のほうを見るか、今使用しているところを見るのかという論点がある。二つの論点のうち、使い方のほうはしないほうがいい。手続きのところだけだということであれば、この中から使用の部分に当たるところを除

いて、手続きのときどうだったかという論点だけで持っていったほうがいいと思っている。

- ・金額が少ないから除いたほうがいいというのは、客観的に見てしっかりとした規定等がない段階で、下折立と整合性が取れないと指摘されても仕方ないと思う。
- ・共通認識とは何か。
- ・この委員会の中で話し合われて、皆さんがある程度合意しているところ、そうでないところがあると思ったので、これまでの委員会で調査してきた事実、このように話し合いがあったというところを会議録や資料を確認して、その中でまとめてみた。全て共通認識があるかどうかは分からないが、これまでの調査の経緯から理解しているところをまとめてきた。それ以外のものはできるだけ報告書に載せないほうがいいと考えている。
- ・この中で共通認識というのは公益上の必要性があるか、ないかだけ。その結論のない報告書では意味がない。これをもって共通認識として調査している。公益上の必要性があるとは誰も考えていないと思う。
- ・結論の前段の部分、公益上の必要性が不明瞭だし疑われる。公益上の必要性がなかったのではないかというところは記載されていてもいいと思うが、地方自治法、条例違反ということになると、下折立にも係ってくる話になる。委員会の結論として表現は慎重に扱ってもらいたい。
- ・調査の焦点で、議会が公益上の必要性があるかどうかを長及び議会が認定していないということが問題だったので、この調査を行い、結論をまとめて提言を出しているという流れがあると思う。提言で下折立の案件について問わないという表現であると、整合性が取れない。
- ・表題は「細野区への除雪車無償譲渡についての調査報告書」である。事の発端は細野地区の問題である。6の1を生かすのであれば、表現をもう少し足して、細野の中で行われたことを出さないとつながっていかないので、議論したほうがいいと書かせていただいた。
- ・無償譲渡はできない。下折立は細野の譲渡があったからやったけれど、市長が再度議会に諮って議決してもらえばいい。それは法律上、市長が一旦譲渡して、それを議会が認めること。報告書に入れないほうがいいと思う。
- ・市長が物品を譲渡するときには議会の議決がいる。それをやらなかった。議会は法律の番人。公益上の必要性が共通認識として出てくると思う。
- ・委員皆さんが、公益上の必要性の議決なしに譲渡したことについては疑義があることはわかっていると思う。わかっているが、細野だけが問題ではなく下折立にも言及しなければならなくなることをどうするか。
- ・疑義があることは理解しているが、今、裁判になってしまった段階で、我々がそのことについて言及することがどうなのかという疑問点があることと、細野にだけ返還せよという話になると整合性が取れない。
- ・下折立の場合は、市長が一旦提案し、議会が賛成なり反対なりすればいい。内容的には公益上の必要性があると認められるだろう。議会のできるのは、市長に言うことだ

け。

- ・修正案を出した委員は、下折立では公益上の必要性がある中での使用であるということで、そちらに迷惑をかけないようにということだと思う。地方自治法に違反していると文面に載せてしまうと、下折立もそれに当てはまるのではないかとということで、そこを加味しながらたたき台を修正できないかと個人的には考えている。
- ・違反であることは違反である。下折立は公益上の必要性があると思えるが、議長が提案して議会が議決しなければ本当に譲渡したということにならない。今すぐ返せということではないが、それでいいというわけにはいかない。後からどうするかは執行部に任せる。それをしなければ構わないでいけない。
- ・下折立は、譲渡のやり方としては一緒だが、使い方は公益上の必要性が認められるということは、委員の認識だと思っている。譲渡の仕方の部分を強調すると、下折立はどうかということになる。今回は細野のことを調査した。参考として下折立の使い方を見たが、報告書に入れなかった。わざと出さなかった。
- ・少し乱暴な書き方の部分、字句を変えるのはいいと思う。
- ・下折立のことを考えると、今、判断しかねる。自治法の部分を出すと、下折立の部分が気になる。結論の1番と4番をどのようにして出していくのか、わかりかねる。
- ・下折立も違反は違反。はっきり言っておかなければならない。客観性の判断は長及び議会である。今、譲渡したものを返せとか、公益上の必要性なんてことを判断するのではなくて、市長が提案して議会が判断することである。書くとするなら、市長の提案に委ねる。議会が議決しなければ譲渡してはならない。
- ・議会が追認すればいいという話であれば、委員会として追認したという形にして提言の中にまとめることはどうか。そういうことも含めて、法律的なことをどう解釈するかということや、委員会の中でまとめて議長に提出するのも、これからまとまるかどうか分からない。もう少し考えたいということであれば持ち帰る。
- ・最終的にはどうするかというところを考えると、できるだけ大勢の方が賛成するものでなければ議会の総意にならない。会派でも話し合ってもらうためにも持ち帰ってもいいという気もする。
- ・今日まとまれば、終わりにさせていただきたいと考えている。
- ・全体の流れからすると、委員長・副委員長のたたき台をベースに、表現上のところで少し加味してほしいという委員の意見を尊重しながら進めていくべきだという話が大半と見受けられる。このような進め方で進める。
- ・いきなり提言の1になる。委員は今まで議論してきたので状況は分かるが、これを見せられて、なんでこの細野のこの結論が出てくるのかと疑問が残る。調査なので、結論的に、客観的にいいか悪いかの判断ではなく、調査をしたということを書く。
- ・表現で出せないもの、出せるものがあると思う。提言をするのであれば、細野区の状況、一部下折立の状況を併記しないと整合性が取れない。委員外議員は分からない。
- ・2番の使用状況のことについて、もっと突っ込んで出さないと提言の1番につながっていかない。提言を抜本的に見直すなら別だが、これを生かすのであれば、2番を追記してやらないとまずいのではないかな。

- ・細野がどうやって使っていたから駄目だという話ではない。元々の前提、譲渡が駄目だという話だから返してもらう。その間使用していたから、その損料を払ってくださいという話だけである。使用状況が悪いから駄目だということではないから、わざと書かなかったということである。
- ・それは、逆に疑念をさらに増すのではないか。提言の1を抜本的に見直す。市に対しての提言なので、具体的な措置というより、今後このようなことが二度と起こらないように委員会としての取りまとめをやって、提言として出すのならいいと思う。具体的な措置を書いてしまうと、かえって難しくなると思う
- ・今後のことは当局が考えればいい。委員会が考えることではない。今の事件をどうするかという話である。
- ・譲渡するときに長及び議会が判断するということをしなかったから、市長は返せということだけでいい。
- ・使用状況についての部分を判断しないということであると、整合性が持てないということもわからなくはない。使用状況のことを書かないでするなら、別の形の提言になるのではないかということだと思う。その場合には、契約に当たっての経緯をきちんと書いたほうがいいのではないかという気持ちはある。
- ・委員会の結論としてのところの言葉の使い方については、もう少し柔らかい言い回しに変えてもいいということなので、変えることによって皆さんが一緒の気持ちになれるのであればということが一つある。
- ・手続き論だけにしてもいいという思いもあった。使用状況を抜いて手続きだけのところを載せていく。委員会としての提言のところを、決議文の中に入れさせていただいた1、2をたたき台に持ってきてながら、議論いただいてもいいと思う。
- ・委員の皆さんの多様な考え方があると思う。皆さんの共通意見は尊重していきたいと思っているし、その方向で進めていきたい。
- ・いろいろな意見が出ているが、最後の部分に関しては、きちんとした形として出していただく中で、皆さんから意見交換をしていただきたいと思っている。まずは形として提出をお願いしたい。それをもって委員会で検討したい。

再 開（12：16）

本田委員長 休憩を解き、会議を再開します。

今ほど調査報告書につきまして、委員間討議をさせていただきました。委員会として、今回の方向性としたしまして、委員長・副委員長の作成したひな形をベースに、大平恭児委員からいただいた修正案を加味しながら、特に最後の部分、委員会としての提言のところはまた日を改めて文書で提出して、その後また協議するという事で御異議ありませんか。

渡辺委員 最初にいただいた委員長・副委員長で作ったものをベースにして、そこを直すという形で、提言だけでなく作ってくるということでよろしいですか。

本田委員長 基本的には、この流れの中でというところをお願いしたいと思っております。

そのような形で異議がありませんので、次回、日程についてはまた後日周知させていただきますけれども、委員会を開催し協議をお願いするものであります。本件につきましては、本日は以上とさせていただきます。

（８）所管事務調査について

・令和２年度行政視察について

本田委員長　日程第８、所管事務調査についてを議題といたします。令和２年度行政視察について協議いたします。本件は２月１０日開催の全員協議会で、議長からも令和２年度の行政視察については２泊３日の予算要求が認められたことから、早めの視察先を調整願いたい。全員での行政視察になるので、常任委員長での早めの調整との要請がありました。これらを受け、当委員会の行政視察先を検討させていただきたいと思っております。当委員会としての候補地を選定させていただき、市民福祉及び産業建設委員長と調整をさせていただきたいと思っております。候補地等についてであります。皆さんの御意見をお伺いしたいと思っておりますが、休憩の中で進めさせていただきます。しばらくの間、休憩いたします。

休　　憩（１２：１９）

（休憩中に懇談的に意見交換）

再　　開（１２：２３）

本田委員長　休憩を解き、会議を再開いたします。

今ほど委員間で意見交換をさせていただきました。この件につきましては、次回委員会にて候補地のリストを挙げていくということにさせていただきます。本件につきましては、以上とさせていただきます。

（９）閉会中の所管事務等の調査について

本田委員長　日程第９、閉会中の所管事務等の調査についてを議題とします。お諮りいたします。本委員会が閉会中に所管事務等の調査を行うことについて、議長宛て申し出たいと思います。御異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。したがって、閉会中の所管事務等の調査については、議長宛て申し出を行うことに決定いたしました。

その他皆さんから何かございませんか。（なし）本日の会議録の作成については、委員長に一任願います。本日の総務文教委員会は、これで閉会いたします。

閉　　会（１２：２４）